

船舶事故調査報告書

平成28年9月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成27年12月4日 11時30分ごろ～5日 07時48分ごろの間）
発生場所	不明（青森県東通村小田野沢漁港東方沖～同漁港北北東方沖の間）
事故の概要	漁船第八政漁丸は、船長が落水して死亡した。 第八政漁丸は、行方不明となった。
事故調査の経過	平成28年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八政漁丸、1.4トン AM3-50869（漁船登録番号）、個人所有 7.92m (Lr) × 2.35m × 0.64m、FRP ガソリン機関、257kW（動力漁船登録票による）、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成元年5月2日 免許証交付日 平成26年4月21日 (平成31年5月1日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	不詳
気象・海象	気象：天気 みぞれ又は雪、風向 西北西～西南西、風力 3～8 海象：波向 南～南西、波高 約1.5～2.0m、海面水温 約14℃ 東通村には、12月4日04時37分に風雪注意報、波浪注意報及び雷注意報がそれぞれ発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成27年12月4日09時30分ごろ、たこ籠漁の操業を行う目的で小田野沢漁港を出港した。 船長の家族は、小田野沢漁港で本船の帰りを待っていたとき、船長の知人から11時30分ごろ本船が同漁港東方沖の漁場で操業しているところを陸上から目撃した旨を聞いた。 船長が所属する漁業協同組合（以下「本件組合」という。）の担当者は、13時00分ごろ、船長の知人から、ふだん帰港する時刻を過

	<p>ぎても本船が帰港しない旨の連絡を受けた。</p> <p>本件組合は、海上保安庁に通報するとともに、所属する漁船（以下「僚船」という。）による本船の搜索を開始した。</p> <p>船長は、5日07時48分ごろ、東北電力東通原子力発電所専用港南防波堤灯台から真方位018°4.6海里（M）付近において、定置網に足が絡み、うつ伏せの状態海面に浮いているところを発見され、救急車で病院に搬送されたものの、死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>本船は、僚船及び海上保安庁による海上の搜索が、警察、消防等による海岸線の搜索がそれぞれ行われたものの、発見されずに行方不明となった。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、ふだん、たこ籠漁に出漁した際、水深約30mの海域で操業しており、昼ごろに帰港していた。</p> <p>本船は、船外機が搭載された和船型であった。</p> <p>船長は、たこ籠漁を行う際、1人で出港することが多かったが、船長の家族と一緒に出港することもあった。</p> <p>船長は、発見された際、シャツ、セーター、スポン、上下のカップ、ゴム手袋、ゴム長靴及び固型式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、ふだんから、携帯電話を携帯して出港していた。</p> <p>船長の家族は、船長の搜索が開始された後、船長の携帯電話に複数回電話をかけたところ、最初は呼出音が鳴っていたものの応答がなく、その後、電話が繋がらなくなった。</p> <p>本件組合に所属するたこ籠漁の僚船は、本事故当日、出港しており、午前中には全て帰港していた。</p> <p>船長の家族は、船長が持病等もなく体調が良好であり、本事故当日もふだんと変わった様子はなかったと思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、12月4日11時30分ごろ小田野沢漁港東方沖の漁場で操業しているところを目撃された後、5日07時48分ごろ定置網に足が絡み、うつ伏せの状態海面に浮いているところを発見されたことから、この間において、船長が落水した可能性があると考えられるが、本船が行方不明となっていることなどから、落水するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>

原因	本事故は、本船が小田野沢漁港東方沖の漁場で操業しているところを目撃された後、船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防水型の携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

